

○神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局設置条例

(平成23年4月1日)
(条例第4号)

(事務局の設置)

第1条 神奈川県町村情報システム共同事業組合に、事務局を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。